

事務連絡
令和6年4月17日

介護予防・生活支援サービス事業所 管理者 様

介護予防・日常生活支援総合事業の算定における考え方について

大淀町介護保険課

平素は本町の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題のことにつきまして、令和6年4月からの報酬改定を受け、新たなサービスコード表をお示ししているところですが、算定の際の留意点について下記のとおり通知します。

記

①訪問型サービス（A2）の算定方法（考え方）

サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
訪問型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき
訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合	÷30.4日	39単位	39日につき
訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合	÷30.4日	77単位	77日につき
訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合	÷30.4日	123単位	123日につき
訪問型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287単位	287
訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179
訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220
訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163	

- ・基本的に「ロ1月あたりの回数を定める場合」を活用してください。
- ・サービス内容が生活援助中心のみである場合
→サービス22～23のロ(2)を用いる(179単位又は220単位)
- ・サービス内容が生活援助と身体介護を組み合わせた場合
→サービス21のロ(1)を用いる(287単位)
- ・短時間(20分以内を想定)の身体介護が中心である場合
→短時間サービスのロ(3)を用いる(163単位)
- ・週に1回程度のサービス利用で、サービス21のロ(1)を5回以上算定する場合
→サービス11のイ(1)を用いる(1,176単位)(包括単位)
- ・ロ1月あたりの回数を定める場合の(1)～(3)のサービスについて、ひと月の中で組み合わせて提供することは可能です。

- ・要支援1及び要支援1相当の事業対象者の方の利用について
 - a.週1回程度の場合は、1,176単位が上限となります。
 - b.週2回程度の場合は、2,349単位が上限となります。
 - c.週3回程度の場合は、原則的に利用は認められません。
ただし、協議書の提出により町が必要性を認めた場合は、週3回程度の利用を認めます。その場合の上限は、3,727単位です。
- ・要支援2及び要支援2相当の事業対象者の方の利用について
 - a.週1回程度の場合は、1,176単位が上限となります。
 - b.週2回程度の場合は、2,349単位が上限となります。
 - c.週3回程度の場合は、3,727単位が上限となります。

(例1) 要支援1の方が週1回の生活援助が中心のサービスを月5回受ける場合

→ $220 \text{ 単位} \times 5 = 1,100 \text{ 単位}$

(例2) 要支援1の方が週1回の生活援助（身体介護を含む）サービスを月5回受ける場合

→1,176単位（包括単位）

※（例2）の場合で、月31日ある月中で資格喪失し、29日となった場合

→ $39 \text{ 単位} \times 29 \text{ 日} = 1,131 \text{ 単位（日割）}$

以上